

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
会議名 (審議会等名)	令和元年度第3回嬉野市情報公開審査会		
開催日時	令和元年10月23日(水) 13:30~16:00		
開催場所	嬉野市役所塩田庁舎 3階 3-2会議室		
傍聴の可否	可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由	公文書公開請求の非公開決定に対する審査請求事案のため		
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、瀧野美喜子委員	
	事務局	行政経営部長、総務・防災課長、総務・防災課副課長、総務・ 防災課主任	
	その他		
会議の議題	令和元年度第3回嬉野市情報公開審査会次第のとおり		
配布資料	令和元年度第1回嬉野市情報公開審査会会議録 令和元年度第2回嬉野市情報公開審査会会議録 答申第6号、7号及び9号(案) 諮問第10号、第11号諮問事項整理票および関連資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	1. 開会 2. 諮問第10号及び第11号を新たに諮問 3. 議事 (1) 令和元年度第1回審査会及び第2回審査会の内容確認 (2) 答申第6号、第7号及び第9号について (3) 答申第8号について (4) 諮問第10号及び第11号について (5) その他		
内 容	事務局より開会。 嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過		1. 開会 事務局から開会を行った。 2. 議事 (1) ①「令和元年度第1回審査会の内容確認」について 前回から修正したもので、再度、事務局から説明を行い、審査会において内容の承認がなされ、議事録を公開することとされた。 ②「令和元年度第2回審査会の内容確認」について 事務局から説明を行い、審査会において内容の承認がなされ、議事録を公開することとされた。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	3. 議事(2) 答申書案(答申第6号、7号及び9号)の検討について		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申第6号の答申案について協議。 答申書案の内容について確認を行い、訂正等はなく、公文書存否応答拒否処分は妥当との答申とした。 ・ 答申第7号への答申案について協議。 答申書案の内容について確認を行い、訂正等はなく、公文書が存在しないとして非公開決定をした処分は妥当との答申とした。 ・ 答申第9号への答申案について協議。 答申書案の内容について確認を行い、文言を追加し、公文書存否応答拒否処分は妥当との答申とした。 		
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	3. 議事(2) 答申第8号について(継続)		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問8号については、答申における部分公開の妥当性及びその範囲、公領域情報、公務員の職務に関する情報の該当性等について、継続審議を行った。・ 諮問第8号への答申案について協議。・ 部分開示を妥当とする。・ 部分公開の範囲等について協議がされ、ホームページに掲載している市報において公開されている情報に限り公開すべきとする答申の方向となった。		
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	3. 議事 (3) 諮問第 10 号及び第 11 号について		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第 3 条第 1 項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	<p>(3) 諮問第 10 号及び第 11 号について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付記理由については、再通知により付記理由の追加等を行ったことをもって、付記理由の不備が補完、治癒されるとは言えない。 ・しかし、再通知の付記理由については、必要な内容は示されている。 <p>・諮問第 10 号について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人識別性について協議された。 ・非公開とした部分に関する実施機関の弁明に不自然・不合理な点はなく、条例違反等違法な点は認められないとし、公文書部分公開決定処分は妥当との結論となった。 <p>・諮問第 11 号について、文書全体を非公開とすることに条例違反等違法な点は認められないとし、公文書非公開決定処分は妥当とした。</p>		
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務・防災課
議 題	3. 議事 (4) その他		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過		(4)「その他」について ・次回日程について協議し、令和2年1月29日(水)午後と申し合わせた。	
その他			